

次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

平成27年 5月 8日

奈良県健康福祉部こども・女性局長 上山 幸寛

1. 委託業務概要

- (1) 業務名 女性の起業支援業務
- (2) 委託内容 女性の起業支援のためのセミナー・相談会実施に係る企画・運営及び報告書の作成
- (3) 履行期間 契約日から平成28年3月31日まで
- (4) 委託費 1,724,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

2. 資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法、奈良県契約規則その他関係法令を遵守できる法人であること。
- (2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人、または、奈良県から指名停止を受けている法人でないこと。
- (10) 契約締結までに、奈良県の「競争入札参加資格者名簿（物品購入等関係）」に登録されていること。

3. 担当部課

奈良県健康福祉部こども・女性局女性支援課女性就労支援係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8679

4. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての書類を作成して提出してください。

- (1) 参加申込みの提出書類 各1部
 - ① 参加申込書（様式1-1）
 - ② 質問票（様式1-2）
 - ③ 法人登記事項証明書（参加申込日前3ヶ月以内に交付されたもの）

(2) 企画提案の提出書類 9部(正本1部 副本8部)

以下の内容について記載してください。①、②は様式のとおり、③から⑥の様式は自由とします。ただし副本には業者名が分かる記載(法人、代表者・従業員氏名、所在地・連絡先等)をしないで下さい。

- ① 法人概要 (様式2-1)
- ② 過去3年間の起業支援に関する事業実績(様式2-2)
- ③ 当事業の目的に即した、女性起業家を養成するためのプロセスや手法についての考え方
- ④ 起業家養成セミナー・個別相談会の具体的内容、スケジュール、講師、ロールモデル(先輩起業家)、相談員についての提案
- ⑤ 起業家養成セミナー・個別相談会の準備・運営のための業務遂行体制
- ⑥ 経費見積書(積算根拠が分かるように詳細に記入してください)

5. 提出期限等

(1) 参加申込書の提出期限及び方法

- ①提出期限 平成27年5月18日(月) 午後5時
- ②提出方法 持参の場合: 平日の午前9時から午後5時の間に3の担当部課に提出。
郵送の場合: 配達記録証明又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る)による。ただし、提出期限までに3の担当部課に到着したものに限る。

(2) 企画提案書の提出期限及び方法

- ①提出期限 平成27年5月29日(金) 午後5時
- ②提出方法 持参の場合: 平日の午前9時から午後5時の間に3の担当部課に提出。
郵送の場合: 配達記録証明又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る)による。ただし、提出期限までに3の担当部課に到着したものに限る。

6. 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 提案書の審査

「女性の起業支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」といいます。)において提案書の内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとします。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは平成27年6月上旬頃に奈良県庁舎内にて実施することとし、日時・詳細については、別途通知します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 審査の基準

審査委員会はあらかじめ定められた下記の審査項目に基づき、公正な審査を行います。

- ①女性起業家を養成するためのプロセス及び手法についての考え方
(当事業の目的を理解し、提案内容に反映されているか)
- ②業務遂行能力について
(事業を効率的・効果的に運営するための体制は適切であるか)
- ③起業家養成セミナーについて
(セミナーの内容は効果が見込まれるか)
(講師・先輩起業家は事業遂行にあたり、適切な資格・経歴・実績を持った者を予定しているか)
- ④個別相談会について

(相談員は事業遂行にあたり、適切な資格・経歴・実績等を持った者を予定しているか)

⑤経費（見積書）について

(所要経費の見積は適切であるか)

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、受託者の特定後 1 週間程度を目処に、提案者あて書面で通知します。なお、審査等に関する照会、問い合わせには、一切応じられません。

(5) その他

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けません。

7. 業務委託契約の締結

(1) 契約の締結

県は、審査の結果受託者として特定された者と、事業内容及び委託金額について双方協議のうえ、奈良県契約規則に基づき、随意契約による委託契約を締結します。

なお、審査の結果をふまえ、提案内容の変更を求めることがあります。

ただし、委員会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととします。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の 10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めていただくことになります。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号の 1 つに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除されることがあります。

(3) 委託費の支払い

委託費は、原則として、事業完了後県が検査を行い、適正と認められた場合支払われます。

(4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとします。

本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて奈良県に帰属するものとします。

(5) 契約書

受託者として特定された者に対して別途作成・提示します。

(6) 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じます。

① 役員等が暴力団員であるとき。

② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わ

なかったとき。

- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8. その他

- (1) 詳細は説明書及び仕様書に記載し、平成27年5月29日（金）午後5時まで奈良県女性支援課ホームページに掲載します。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 問い合わせ窓口 上記3に同じ